荒川区立保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和８年１０月２６日

荒川区長　滝　口　学

荒川区条例第２８号

荒川区立保育所条例の一部を改正する条例

荒川区立保育所条例（昭和４０年荒川区条例第１０号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表第１（第２条関係）

| 名称 | 位置 |
|---|---|
| （略） | |
| 荒川区立はなみずき保育園 | （略） |

別表第２（第３条、第７条関係）

（略）

荒川区立はなみずき保育園

改正前

別表第１（第２条関係）

| 名称 | 位置 |
|---|---|
| （略） | |
| 荒川区立はなみずき保育園 | （略） |
| 荒川区立南千住七丁目保育園 | 東京都荒川区南千住七丁目２０番１３号 |

別表第２（第３条、第７条関係）

（略）

荒川区立はなみずき保育園

荒川区立南千住七丁目保育園

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。